

ターミナルケア加算 ★	死亡日及び死亡日14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	死亡月につき 2,500円
総合マネジメント体制強化加算★ I II	① 個別サービス計画について医師、看護師、介護職員など多様な職種と連携する為の体制構築や地域交流等に関する加算 ② 地域住民の方の相談に対応する体制の確保 多様な主体が提供する生活支援サービスの提供される居宅計画の作成 その他事業所ごとの特性に応じた交流や研修など1つ以上の実施	1月につき I:1,200円 II:800円
サービス提供体制強化加算I★	介護福祉士の占める割合が70%以上、または、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上等の諸要件を満たす場合	1月につき 750円
サービス提供体制強化加算II★	介護福祉士の占める割合が50%以上等の諸要件を満たす場合	1月につき 640円
サービス提供体制強化加算III★	介護福祉士が40%以上、または、常勤職員が60%以上、または、勤続年数7年以上の職員が30%以上等の諸要件を満たす場合	1月につき 350円
訪問体制強化加算★	登録者の居宅における生活を継続するためのサービスの提供体制を強化した場合に算定	1月につき 1,000円
認知症加算I	認知症介護実践リーダー研修等修了者を当該対象者の数に応じて適正に配置した場合。日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合。従業員に対して、認知症ケアに関する会議を定期的開催。認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の指導を実施。研修計画を作成し、実施または実施予定。	1月につき 920円
認知症加算II	認知症介護実践リーダー研修等修了者を当該対象者の数に応じて適正に配置した場合。日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合。従業員に対して、認知症ケアに関する会議を定期的開催。	1月につき 890円
認知症加算III	日常生活に支障をきたす恐れのある症状・行動が求められることから介護を必要とする認知症の利用者にサービス提供を行う場合(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)	1月につき 760円
認知症加算IV	要介護2に該当し、日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動や意志疎通の困難が見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者にサービスを提供する場合(認知症日常生活自立度Ⅱ)	1月につき 460円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定	1月につき 800円
栄養アセスメント加算	当事業所の従業者又は外部の介護事業所等との連携により管理栄養士を配置し、利用者ごとに多職種共同で栄養アセスメントを行い、その結果を利用者又は家族に説明するとともに、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定	1月につき 50円